

# 令和8年度 土木部総合評価落札方式【工事】実施方針

茨城県土木部

公共工事の発注において、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する「総合評価落札方式」については、平成17年度から順次試行の実施拡大を進め、令和7年度には、456件(R8.2月末時点)の工事を総合評価落札方式で実施したところである。

令和8年度は、改正品確法の基本理念、建設現場の生産性向上(平準化・ICT技術)、働き方改革の促進、社会情勢、建設産業の動向等を踏まえて、下記の基本方針に基づき、総合評価落札方式を実施する。

## ■基本方針

### 1. 実施方針

- ・令和8年度においても、1億5千万円以上の工事は、原則、総合評価落札方式による発注とする。
- ・上記以外の工事は、一般競争入札案件の中から、工事特性等を勘案し対象工事を選定のうえ、総合評価落札方式を実施する。

(参考)

- ・令和7年度においては、1千万円以上の一般競争入札案件全体(1,178件)の38.7%(建築関連工事を除き40.5%)を総合評価落札方式で実施した。(R8.2月末時点)

### 2. 主な改正点(令和8年4月1日以降に入札公告する案件に適用)

- ・「週休2日制工事の施工実績」(1点)の評価を終了
  - 令和6年度から週休2日制工事を原則化、令和7年度に廃止を前提に段階的に評価対象を縮小、令和8年度より廃止。  
令和8年1月より週休2日制工事の対象範囲が「1か月以上」から「5日間以上」へ拡大、週休2日制の取組については十分浸透したと考えられる。
- ・ガイドラインにおける記載内容の明確化
  - ①設計金額と技術的難易度による提供の目安に、併用できる型式を併記
  - ②JV 結成時の工事成績評定の計算方法について明確化
  - ③登録基幹技能者について、評価対象者を明確化(元請の監理(主任)技術者を除く)いずれも運用面の変更はないが、問合せ等が多く、今回の改正に合わせて明確化する。

### 3. 市町村への支援

- ・総合評価落札方式導入市町村の拡大と実施市町村における試行定着を図るため、引き続き制度説明、県で委嘱する学識経験者の市町村共同活用等の市町村支援を実施する。